

3 本人確認書類の提出と受検手数料の減免について

(1) 本人確認の為の書類提出

受検申請時には、以下のいずれかの本人確認の写し等の提出が必要となります。

(受検者1人につき1枚(A4サイズ)を提出)

- ① 運転免許証等、日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるもの)
- ② 特別永住者証明書、在留カード
- ③ 健康保険被保険者証
- ④ 生徒手帳、学生証(氏名及び生年月日が確認できるもの)
- ⑤ 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)

(2) 技能検定(実技試験)受検手数料の減免

35歳未満の者に係る2級及び3級(随時実施を除く)の実技試験手数料について最大9,000円を減額(ただし、受検手数料の下限は2,900円)することとし、内容は以下のとおりです。

① 減免措置の対象者

以下に掲げる要件を全て満たす場合に限ります。

ア 技能検定2級又は3級の実技試験を受検する者。

イ 35歳未満の者。(実技試験実施日が属する年度の4月1日において、35歳に達していない者)

ウ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の在留資格をもって在留する者以外の者。

② 減免措置後の実技試験手数料

1) 2級

減免措置後の実技試験手数料	(減免対象外)
8,900円	(17,900円)

2) 3級

作業名	減免措置後の実技試験手数料	(減免対象外)
機械検査作業 (在校生(※1))	2,900円(※2)	(9,900円)
(在校生(※1)以外)	5,900円	(14,900円)
上記以外の作業 (在校生(※1))	2,900円	(11,900円)
(在校生(※1)以外)	8,900円	(17,900円)

※1 … 高等学校、専門学校等の在校生

※2 … 受検手数料の下限は2,900円